

令和元年度第1回福井県長寿医療運営懇話会概要

日 時 令和元年9月12日（木）午後1時30分～2時50分
場 所 福井県自治会館 2階 201研修室
出席者 重久委員、山本委員、宮本委員、安川委員、近藤委員、奥西委員、
小川委員、長谷川委員、松山委員、五十川委員、真柄委員
（欠席委員）有田委員
アドバイザー 福井県健康福祉部健康政策課 山田課長
事務局 高村次長、栗原課長、 他7名

- 1 事務局次長挨拶
- 2 会長の選出……………奥西委員を選出
- 3 副会長の指名……………重久委員を指名
- 4 協議・報告事項
 - (1) 後期高齢者医療制度の概要……………資料1により事務局説明（次長）
 - (2) 平成30年度決算見込み……………資料2により事務局説明（次長）
 - (3) 第2期保健事業実施計画の進捗状況……………資料3により事務局説明（課長）
 - (4) 令和2・3年度保険料率改定……………資料4により事務局説明（課長）
 - (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
……………資料5により事務局説明（課長）
 - (6) 債権管理条例の制定……………資料6により事務局説明（課長）
- 5 その他

次回懇話会の開催日程

令和元年度12月5日（木） 午後1時30分から予定

【後期高齢者医療制度の概要】

質問等なし

【平成30年度決算見込み】

質問等なし

【第2期保健事業実施計画の進捗状況】

【委員】継続事業、新規事業とも目標に達していないところがある。平成30年度は、歯科健診受診の達成率が低いこともあり、歯科医師会も目標達成に向けて努力しなければならないと考えている。新規事業に関しては、年度途中からの事業開始となり、周知期間も限られておりこのような結果になったのではないかと考えている。継続事業に関しては、高齢者の健診で協力を得られる市町が限られており、新たに加わる市町が少ない事態が続いている。近畿ブロック内で実績を伸ばしている他府県の取組を参考に、今後、事業拡大に向けた様々な工夫をしていきたいと考えており、広域連合の協力をお願いしたい。来年度には、目標数値達成の報告ができればと考えている。

【委員】第2期保健事業実施計画は、市町の保健事業計画にも組み込んであるのか。また、各市町との当計画に対する協力連携は取れているのか。

〔事務局〕各市町に対しては、広域連合が行う保健事業の広報及び実施への協力をお願いしている。

【委員】各市町でも、後期高齢者への保健事業に関して力を入れていただきたい。

【委員】訪問服薬相談事業に関して、11件の実績だが、進まない理由は何か。

〔事務局〕平成30年度から実施した新規事業であることから、年度途中の事業開始となり、十分な周知を行えなかったことが、実績が伸びなかった主な原因と考えている。特定の対象者に向けた事業のため、今年度はこの点も踏まえて啓発活動に力を入れていく。

【令和２・３年度保険料率改定】

【委員】一人当たりの医療費に関して、嶺北地域と嶺南地域では差があると考えている。被保険者の保険料額について、同一の保険料である事への意見は無いのか。

〔事務局〕前回改定時には、嶺南地区の各市町から県内同一の保険料率であることに関して疑問であるとの意見は伺っていない。嶺北の一部地域から県内同一の保険料率についての疑義があったため、検討を行ったが、最終的には、県下統一の保険料率とした。今回の改定においても、県内各市町における一人当たり医療費についても考慮に入れ、保険料率の改定を行っていきたいと考えている。

【委員】保険料率の改定に関しては、福井県及び各市町との協議を十分に行って頂きたい。被保険者数の増加に伴う医療給付費増加等により保険料の増額が見込まれる状況と考えているが、他都道府県の改定状況も踏まえた、改定を行って頂きたい。

【委員】前回の改定時に、所得率均等割等の変更に伴う保険料増額に対する、各市町への問い合わせや混乱等は無かったのか。

〔事務局〕市町にも確認したが、それほど多くの保険料増額に対する問い合わせは無かった。前回改定時には、広域連合及び各市町の広報やホームページ等で事前に周知するとともに、各市町担当職員に対しても保険料増額の理由等の説明会を実施し、県内統一した説明ができるようにしている。医療費の増減理由等を精査し、今回の保険料率改定を行っていく予定であり、決定後は、被保険者に対しても、前回同様十分な説明広報を行って行きたいと考えている。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施】

【委員】市町が地域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置するとあるが、具体的にどのようなことを考えているのか。

〔事務局〕具体的な内容については、国から示されるガイドラインが10月頃に示される予定となっている。現段階では、広域連合としても、イメージ図

以上の情報は無い。

【委員】国からガイドラインが提示された後に、関係団体との協議及び市町との交渉となった場合、来年度予算決定後のため令和２年度からは実施できないと考えられるがどうか。

〔事務局〕全国の市町村において、令和６年度までに体制を整備すると聞いている。準備の整った市町から実施していきたいと考えている。

【委員】市町での実施とあるが、今現在、実施している事業とあわせて実施していくのか、新たに追加した事業を実施しなければならないのか。地域とは、どの区別のことを示すのか。

〔事務局〕国からは、通いの場を利用しての実施と聞いており、現在行っている事業に高齢者の方も交えての事業の展開と考えている。

【委員】介護保険で各市町が行っている包括支援センターのエリアを用いて事業展開を行っていく、通いの場となりうるのではないか。

〔事務局〕そのような形だと考えている。現在、通って頂いている方以外の方も、通いの場へ誘っていただく事も重要になると考える。

【委員】介護予防事業は地道にやっていくことが大切である。医療費の削減等、その事業成果がハッキリと反映されるとは限らないが、やらないといけないことと考える。地域住民の方が、事業に参画する動機付けが重要であり、関係機関の総合力が大切になると考える。

【債権管理条例の制定】

【委員】債権管理条例で管理する内容について、具体的に示されたい。

〔事務局〕財務規則及び債権管理要綱では、公債権と私債権を同一な取扱いとしている。それぞれの債権により、適用される法律が異なり複雑であることから、債権管理条例を制定し、その管理内容・方法について明確化することで、債権管理の整理・適正化を行っていく。

【委員】当該条例の制定は、被保険者の利益に繋がるのか。

〔事務局〕医療費負担の差額徴収や医療機関からの診療報酬返還等、債権を適切に管理し処理することで、被保険者の保険料等による不正な医療費支払い

を抑え、公正・公平な医療費負担が図られることが被保険者の利益につながると考えている。

【委員】会計処理上 決算ではどの部分の金額を示すのか。

〔事務局〕決算資料のでは、特別会計の歳入、諸収入に返納金として受け入れている。決算上は、1億円を越える金額であるが、本来は交通事故による各種保険等で賄われるべき医療費の収入が大部分である。このような返納金を適正に処理する上で、今までの規則・要綱より一步踏み込んだ債権管理条例を制定したいと考えている。

【委員】委員からの様々な意見を、今後の事務事業の参考にしていきたい。